

消 防 予 第 5 3 号  
平成 27 年 2 月 12 日

各都道府県消防防災主管部長  
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消 防 庁 予 防 課 長  
( 公 印 省 略 )

電子申請による建築確認に係る消防同意等事務の取扱いについて（通知）

電子申請による建築確認手続き等については、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）」その他の関係法令及び告示の定めるところにより認められているところです。

建築確認手続き等において情報通信の技術を利用することは、申請者にとって窓口まで出向く時間的、距離的制約がなくなるという利点があります。

また、消防同意等事務（消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 7 条の規定に基づく建築物の確認等に対する同意（以下「消防同意」という。）及び建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 93 条第 4 項に基づく消防長又は消防署長（以下「消防長等」という。）への通知に係る事務のことをいう。以下同じ。）においても情報通信の技術を利用することは、建築主事、指定確認検査機関及び消防長等にとって、図書の保存スペースを減らすことができるなどの優れた点があります。

建築確認手続き等における電子申請の取扱いについての留意点は、国土交通省より都道府県建築行政主務部長、特定行政庁及び指定確認検査機関に対し、平成 26 年 5 月 7 日付け国住指第 394 号「建築確認手続き等における電子申請の取扱いについて（技術的助言）」（別添 1）のとおり、通知されています。

今般、電子申請による建築確認（指定確認検査機関が実施するものに限る。）に係る消防同意等事務について、国土交通省と調整し、下記のとおり留意点を作成しましたので、消防同意等事務の運用にあたって、適正に対応されるようお願いいたします。

各都道府県消防防災主管部長にあつては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知いただきますようお願いいたします。

なお、この通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

## 記

### 1 消防同意について

消防同意に係る事務手続きを、指定確認検査機関と消防長等との間で情報通信の技術を利用して行う場合は、電磁的記録に双方が電子署名を付与すること等の適切な方法により電磁的記録を作成した本人の確認をするとともに、通信途中での電磁的記録の情報漏洩、改ざん等を防止した上で実施されたい。この場合、指定確認検査機関と消防長等は事前に実施方法を協議し、合意した上で行うこと。

なお、消防同意に係る事務手続きを、指定確認検査機関と消防長等との間で情報通信の技術を利用しないで行う場合は、指定確認検査機関は、電子申請された申請図書等については、その電磁的記録を、取違え防止のための識別番号を記載して紙に出力し、指定確認検査機関の責において電子申請された電磁的記録の内容と相違ない旨の証明とともに消防長等に提出することとなる。この場合においては、指定確認検査機関が紙に出力した図書には申請者及び設計者の押印がなされていないので留意すること。（別添2参照）

電子申請による建築確認に係る消防同意事務の流れは、別図1の例を参照のこと。

### 2 消防長等への通知について

建築基準法第93条第4項に基づく通知を、指定確認検査機関と消防長等との間で情報通信の技術を利用して行う場合は、消防長等から指定確認検査機関に通知する手続きがないため、消防長等は電子署名の付与の手続き等を行う必要はない。消防長等への通知を情報通信の技術を利用して行う方法としては、指定確認検査機関のサーバーにアクセスして電子署名を検証（正当な認証局が発行している本人の電子証明書であること、電子証明書の有効期限が切れていないこと、電子証明書が失効していないこと、署名対象データが改ざんされていないこと）し、電磁的記録をダウンロードする方法等が考えられる。この場合、指定確認検査機関と消防長等は事前に実施方法を協議し、合意した上で行うこと。

なお、指定確認検査機関から消防長等への通知を情報通信の技術を利用しないで受け取る場合は、消防同意の場合と同様に、指定確認検査機関は申請図書等の電磁的記録を紙に出力して消防長等に提出することとなる。

電子申請による建築確認に係る消防長等への通知事務の流れは、別図2の例を参照のこと。

### 3 その他

- (1) 電子申請された申請図書等を指定確認検査機関が紙に出力した場合の消防同意等事務の手続きは、「消防法等の一部を改正する法律等の運用について」（平成11年4月28

日消防予第 92 号) によること。

- (2) 建築確認手続き等における電子申請については、建築主事においても対応を行うことが認められており、建築主事はその運用を行う場合は、各地方公共団体において協議の上、対応すること。
- (3) 防火対象物の点検及び報告の特例申請等を情報通信の技術を利用する方法で行う場合は、原則、総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成 15 年総務省令第 48 号）に規定する電子証明書を送信しなければならないとされていることから、消防同意等事務を情報通信の技術を利用する方法で行う場合も当該規則を参考のこと。

消防庁 予防課

予防係 福井・増沢・岡

TEL : 03-5253-7523

FAX : 03-5253-7533

E-mail : h.oka@soumu.go.jp

国住指第 394 号  
平成 26 年 5 月 7 日

各指定確認検査機関（大臣指定）の長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

建築確認手続き等における電子申請の取扱いについて  
(技術的助言)

貴職におかれましては、平素より建築行政の円滑かつ適切な運用にご尽力いただき、感謝いたします。

近年、CAD や BIM 等の普及により建築確認等の申請書に添付する図面等について電子的に作成されることが一般的となってきました。今般、「IT 利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプラン」（平成 25 年 12 月 20 日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）を踏まえ、建築確認手続き等における電子申請の取扱いを明確化する観点から、下記のとおり留意点を通知しますので、制度の運用に当たり参考にしていただくようお願いいたします。

また、貴指定確認検査機関が建築確認手続き等の電子申請での対応を開始しようとする場合、建築確認等の公正かつ適確な実施を確保するため、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 77 条の 27 の規定による確認検査業務規程において電子申請の実施に関し必要な事項を定める必要があるのご留意願います。

なお、各都道府県建築行政主務部長及び地方整備局長又は都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添えます。

## 記

建築確認手続き等の電子申請については、行政手続等における情報通信技術の利用に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）その他関係法令の定めるところにより、現行制度においても実施することが可能である。建築確認手続き等の電子申請の流れ（確認申請の場合）は別紙 1 のとおり整理され、原則として国土交通省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成 15 年国土交通省令第 25 号。以下「規則」という。）及び国土交通省の所管する法律に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する告示（平成 15 年国土交通省告示第 240 号。以下「告示」という。）に基づき実施されるものであるが、その運用については特に以下の 6 点について留意されたい。

### 1. 電子署名の付与について

規則第 3 条第 3 項において、電子署名を行う申請等は「行政機関等が指定するところにより電子署名を行うこととされている申請等」とされているが、建築基準法において申請図書等への押印が求められている申請者、設計者、工事監理者の押印については、書面による申請の場合と同等の証明を代替できるよう、提出する電磁的記録に申請者等の電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）第 2 条第 1 項に規定する署名をいう。以下同じ。）を付与する必要があること。また、複数の者の押印が必要とされている申請図書等については、当該複数の者の電子署名を付与すること。

### 2. 電子署名の要件について

建築確認手続き等の電子申請の仕組みを支障なく安定的に運用するため、電子署名を付与する際には電子証明書を使用する必要があるが、規則第 3 条第 3 項において規定する電子証明書のうち、既に他の行政関連手続きの電子申請でも広く用いられている次に掲げる電子証明書のいずれかを使用すること。

- ①商業登記法（昭和 38 年法律第 125 号）第 12 条の 2 第 1 項及び第 3 項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書
- ②電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）第 3 条第 1 項に規定する電子証明書
- ③告示第 3 条第 1 号に規定する電子証明書

### 3. 電磁的記録の長期保存について

建築基準法において保存期間が定められている申請図書等のうち、1. に基づき、その電磁的記録に電子署名が付与されているものについては、タイムスタンプを活用し、電磁的記録に付与された電子署名の有効性を確保したうえで、当該電磁的記録が保存期間を通じて処分時と同じ状態であることが確認できるようにすること。なお、一般財団法人日本

データ通信協会において、タイムスタンプの付与等を行う業務について時刻認証業務として認定を行っている。また、タイムスタンプが必要となる時期について別紙2のとおり示す。

また、当該電磁的記録について、保存期間中は内容が確認できるようシステムの維持等必要な措置を講ずるとともに、確実に保存ができるよう滅失防止対策等を講ずること。

#### 4. 電子申請において申請図書等の一部を書面で提出される場合の申請図書等の取扱いについて

電子申請において申請図書等の一部を書面で提出される場合、告示第1条第3項において、申請者は付与された識別番号を当該書面に表示して提出することとされているが、適切に申請が行われるよう、申請前に識別番号を付与するとともに、その旨申請者にあらかじめ周知すること。

また、電子申請において申請図書等の一部を書面で提出される場合、識別番号により書面の部分と電磁的記録の部分を一体の申請図書等として適切に管理し、審査等を行うこと。

#### 5. 電子申請に係る秘密の保持について

電磁的記録の保存やネットワークを介した送受信等を適切に行い、情報漏えい、電子申請に係る電子計算機への不正アクセス行為や電磁的記録の改ざん等を防ぐため、ISO/IEC27001に定める情報セキュリティマネジメントシステムに準拠した体制を構築する等厳格なセキュリティ対策を講ずること。

#### 6. 確認済証、中間検査合格証及び検査済証の交付について

規則第4条第1項及び第2項において、電子的に処分通知等を行うことができるとされているが、確認済証、中間検査合格証及び検査済証（以下「確認済証等」という。）を電子的に交付した場合、電子署名の有効期限を経過した後は、有効性が担保できる確認済証等が存在しない状況となり、その時点での建築物の所有者に不利益を与えるおそれがあることから、電子申請がなされた場合であっても、確認済証等は書面で交付すること。

# 建築確認手続き等の電子申請の流れ(確認申請の場合)

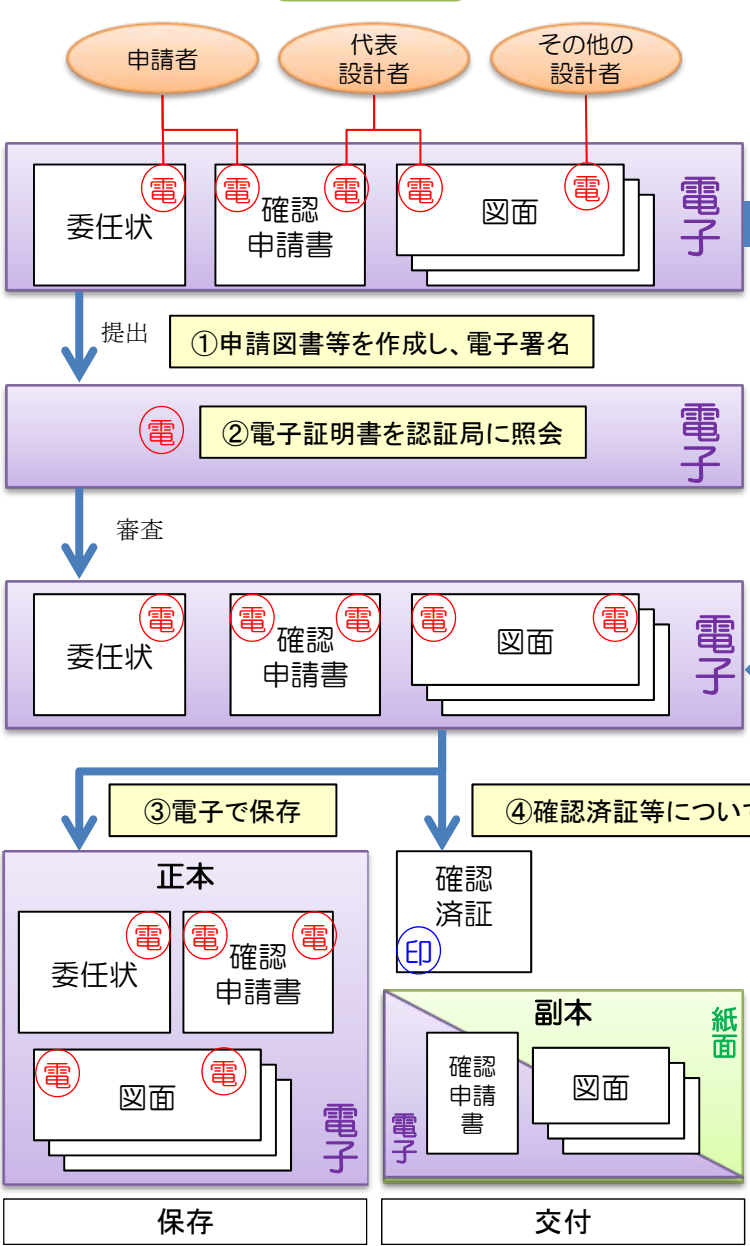
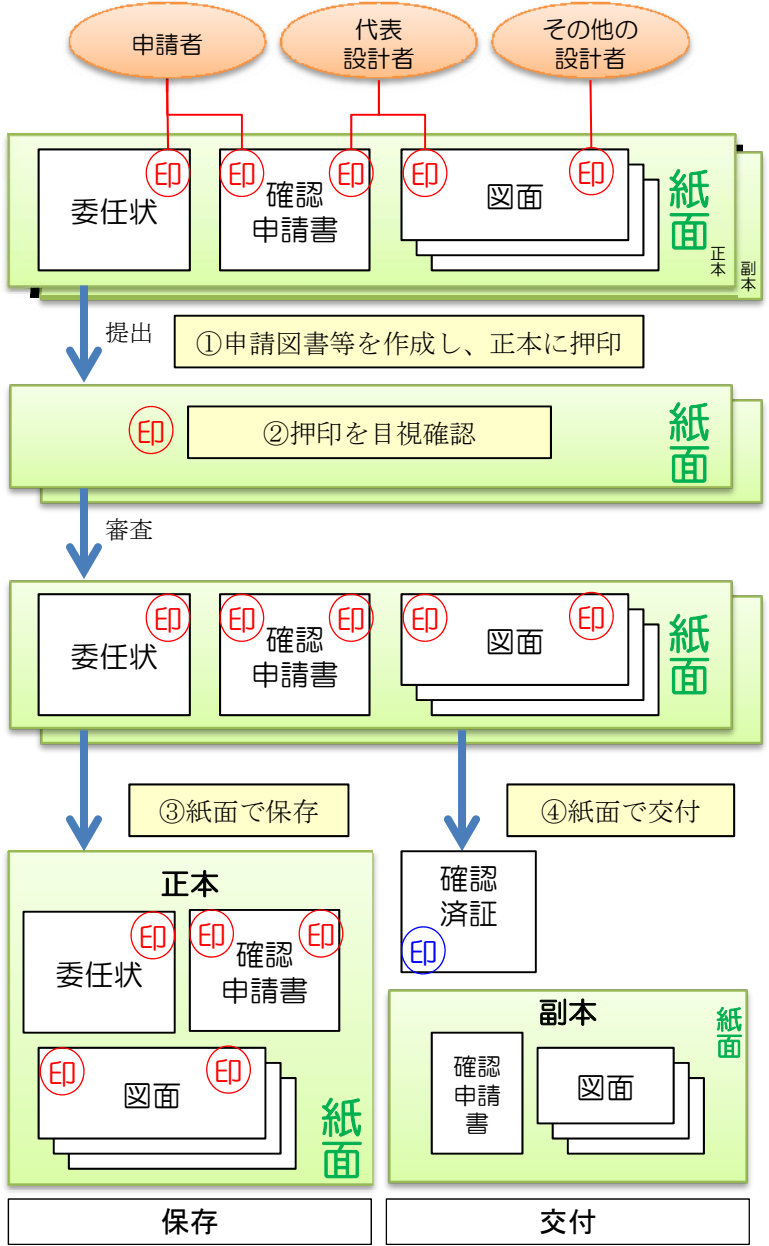
図書等作成

受領

確認審査

## 紙申請

## 電子申請



提出する申請図書等の電磁的記録については、提出先の環境下においても齟齬なく再現できる必要がある。

保存

交付

保存

交付

## タイムスタンプを活用した電磁的記録の長期保存について

確認済証交付日      電子証明書有効期限      タイムスタンプ①有効期限      申請書等保存期限

電子証明書有効期間

タイムスタンプを活用し、電子署名の有効性を確保

タイムスタンプ①有効期間

タイムスタンプ②有効期間

電子証明書の有効期間内※  
かつ失効していないうちに  
タイムスタンプを付与する  
必要がある。

タイムスタンプの有効期間内  
に再度タイムスタンプを付与  
する必要がある。

法定保存期間

※電子証明書の有効期間は、電子署名及び認証業務に関する法律の規定により最大5年とされている。



任意様式

別添2

建築基準法第93条第1項の規定による  
消防同意依頼書

第 000-0000-00000 号  
平成 年 月 日

〇〇市消防局消防長

(株) 〇〇確認検査センター  
代表取締役 〇〇 〇〇印

建築基準法第6条の2第1項の規定により、下記の建築物の確認審査の申請を引き受けたので、建築基準法第93条第1項の規定に基づき同意を依頼します。

記

1. 受付年月日 平成 年 月 日

受付番号 第 000-0000-00000 号

2. 建築主 日本 太郎

住所 東京都世田谷区〇〇〇

3. 建築場所 東京都新宿区〇〇〇

4. 建築主からの申請方法  電子申請  電子申請以外

\* 別添の確認申請書、図書・書類は、申請された電子文書の謄本であり、電子文書の記録内容と相違はありません

※消防同意依頼書（通知の場合は通知書）に、申請方法を記載  
※電子申請の場合、電子申請された電磁的記録の内容と相違ない旨を記載

提出図書の返却方法：同封の封筒にて、ご返送下さいますようお願いいたします。

連絡先 (株) 〇〇確認検査センター

識別番号を記載→ 第 号

## 確認申請書（建築物）

（第一面）

建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

（株）〇〇確認検査センター 代表取締役 〇〇 〇〇 様

平成〇〇年 〇月 〇日

※印影はありません

申請者氏名 建築 二郎 印

設計者氏名 江戸 次郎 印

※手数料欄			
※受付欄	※消防関係同意欄	※決裁欄	※確認番号欄
平成 年 月 日			平成 年 月 日
第 号			第 号
係員印			係員印

建築主等の概要

---

【1. 建築主】

- 【イ. 氏名のフリガナ】 ニホン タロウ  
【ロ. 氏名】 日本 太郎  
【ハ. 郵便番号】 111-1111  
【ニ. 住所】 東京都世田谷区〇〇〇1-1-1  
【ホ. 電話番号】 03-0000-0000
- 

【2. 代理者】

- 【イ. 資格】 (一級) 建築士 (大臣 ) 登録第 6543210号  
【ロ. 氏名】 建築 三郎  
【ハ. 建築士事務所名】  
(一級) 建築士事務所 (東京都 ) 知事登録第 9876543号  
XXXX一級建築士事務所  
【ニ. 郵便番号】 222-2222  
【ホ. 所在地】 東京都港区港南〇-〇-〇  
【ハ. 電話番号】 03-0000-0000
- 

【3. 設計者】

(代表となる設計者)

- 【イ. 資格】 (一級) 建築士 (大臣 ) 登録第 0123456号  
【ロ. 氏名】 江戸 次郎  
【ハ. 建築士事務所名】  
(一級) 建築士事務所 (東京都 ) 知事登録第 9876543号  
XXXX一級建築士事務所  
【ニ. 郵便番号】 222-2222  
【ホ. 所在地】 東京都港区港南〇-〇-〇  
【ハ. 電話番号】 03-0000-0000  
【ト. 作成又は確認した設計図書】  
建築確認申請に係わる関係図書一式

(その他の設計者)

- 【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第  
【ロ. 氏名】  
【ハ. 建築士事務所名】  
( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第

- 【ニ. 郵便番号】  
【ホ. 所在地】  
【ハ. 電話番号】  
【ト. 作成又は確認した設計図書】

外部仕上表

Table with 3 columns: 名称, 仕様, 備考. Rows include 屋根, 外壁, 軒裏, 鼻隠, 樋, 玄関ポーチ, 基礎, バルコニー, 換気金物.

外部建具

Table with 3 columns: 名称, 仕様, 備考. Rows include 玄関ドア, 勝手口ドア, サッシ.

1. 構造概要

Table with 3 columns: 名称, 仕様, 備考. Details on 土台, 躯体, 主要構造材等, 基礎, アンカーボルト, 地業, 地盤.

2. 感知警報装置

Table with 5 columns: 種類, 設置場所, 種別, 検定番号等, 備考. Details on fire and smoke detectors.

内部仕上表

(単位: mm)

Large table with 12 columns: 階数, 室名, and structural details for 床, 壁, 天井, 巾木, 廻り縁. Rows include 1階 and 2階 rooms.

※ビニルクロス(準不燃 QM-〇〇〇〇号)

6-1. ホルムアルデヒド対策

(居室の内装仕上げ、天井裏等の下地材等：使用建材による措置)

Table with 5 columns: 記号, 特定建材, ホルムアルデヒド発散等級区分, 商品名(メーカー名), 備考. Lists materials and their formaldehyde emission levels.

※印影がありません

日本 太郎邸 新築工事

仕上表

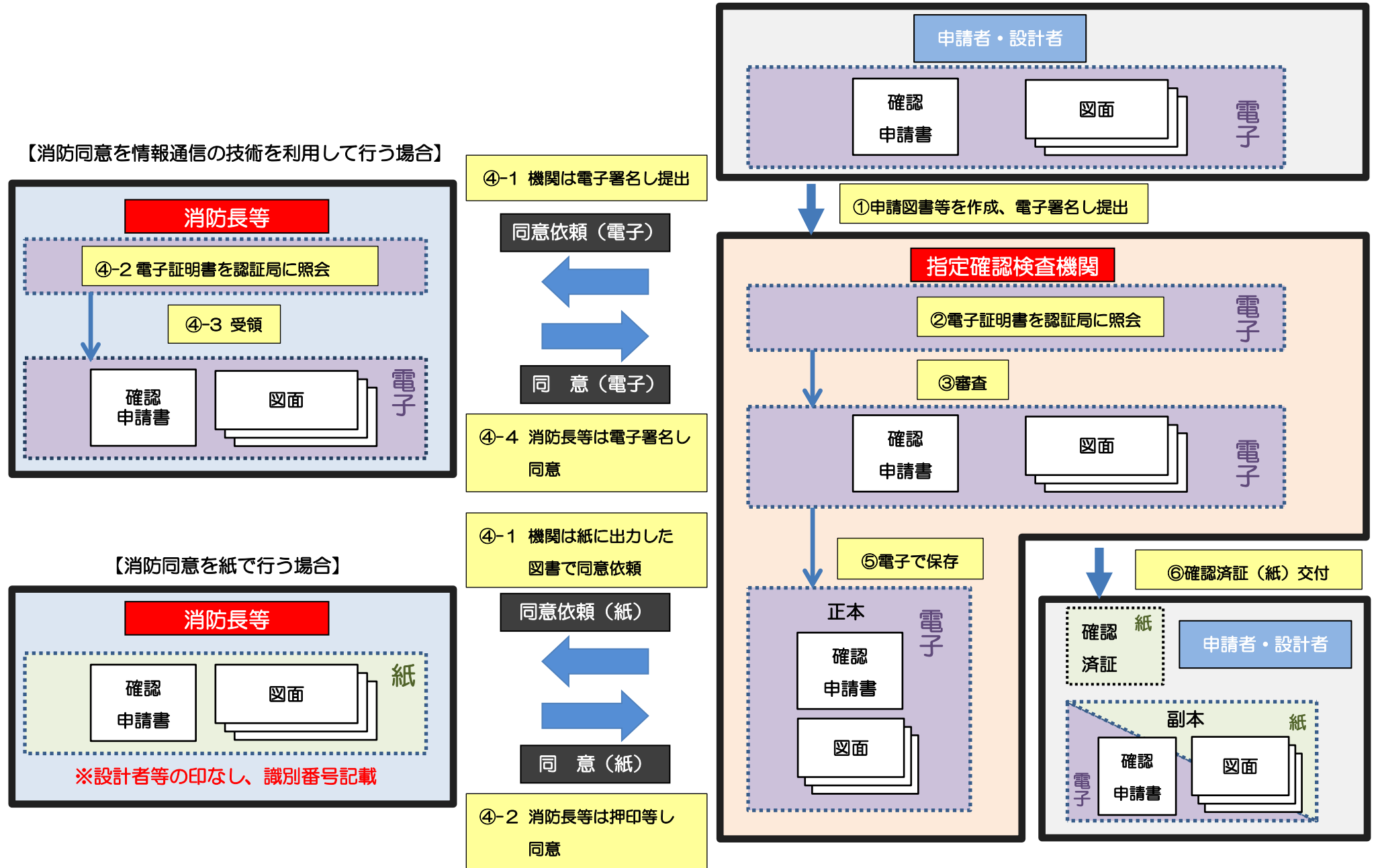
(株) X・Y・Z 設計工房

一級建築士 大臣登録〇〇〇〇号 江戸 次郎  
一級建築士事務所 東京都知事登録〇〇〇〇号



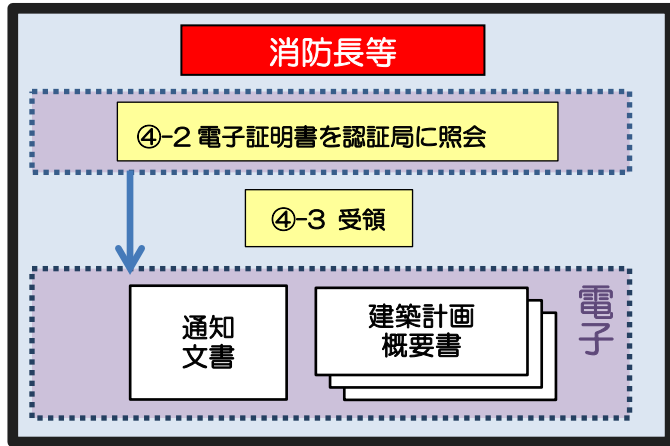
NO. 3

### 電子申請による建築確認に係る消防同意事務の流れ(例)



### 電子申請による建築確認に係る消防長等への通知事務の流れ(例)

【消防長等への通知を情報通信の技術を利用して行う場合】



【消防長等への通知を紙で行う場合】

